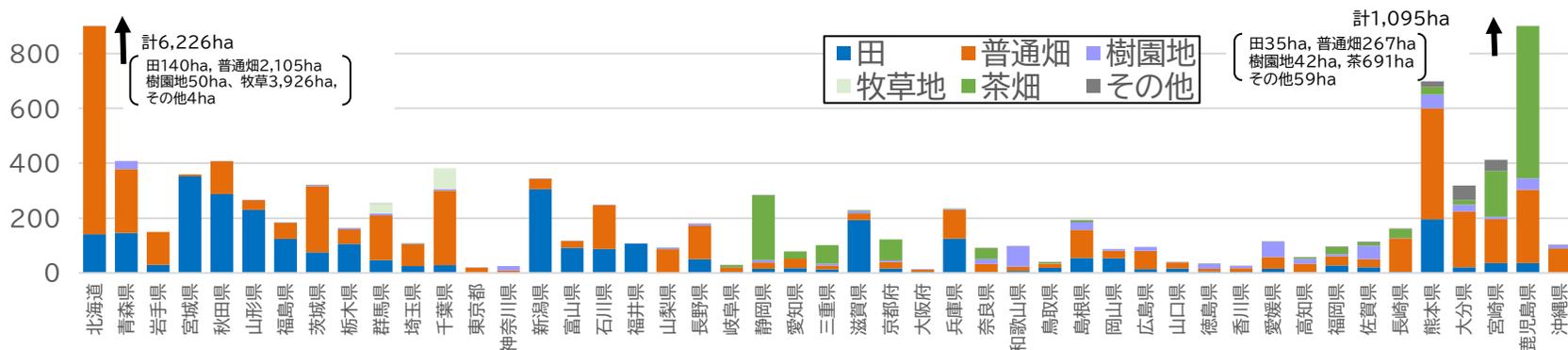


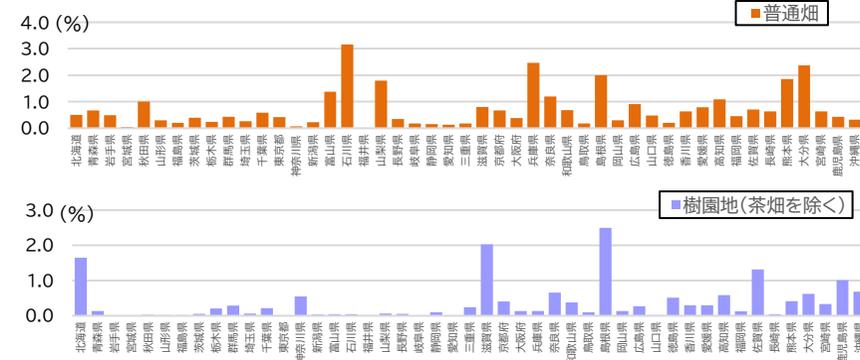
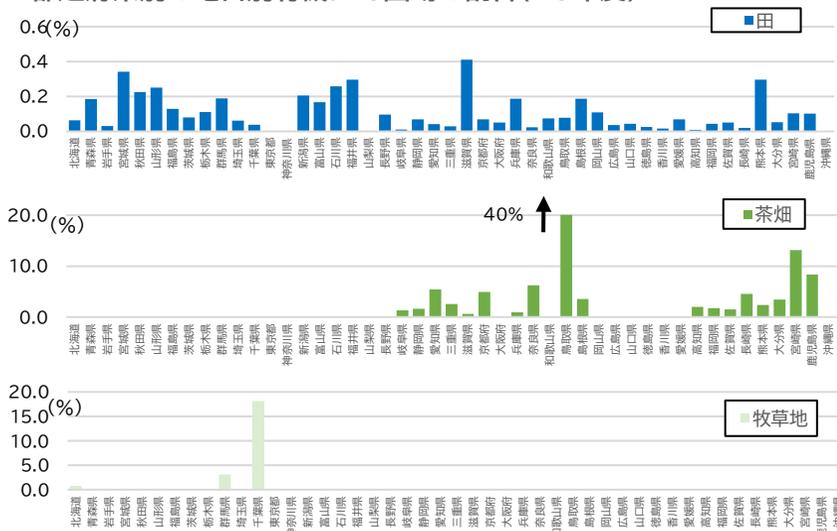
# 有機JAS認証取得農地

- ▶ 令和3年度時点で、有機JAS圃場の41%が北海道に、7%が鹿児島県に、5%が熊本県に存在。
- ▶ 東北・北陸地域は水田が多く、九州は普通畑と茶畑が、関東は普通畑が多い傾向。
- ▶ 水田に占める有機JAS圃場の割合は0.5%未満だが、普通畑や樹園地では3%を超える県があり、茶では一部の県で栽培面積の1割以上が有機JAS圃場となっている。

■都道府県別の地目別有機JAS圃場面積(R3年度)



■都道府県別の地目別有機JAS圃場の割合(R3年度)



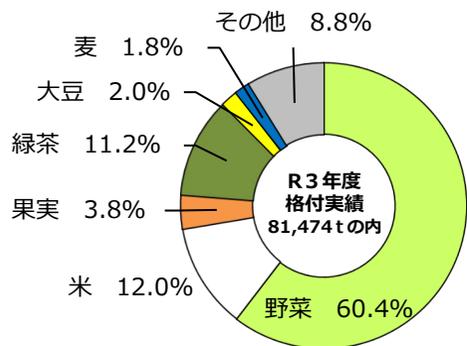
※有機JAS圃場面積は「有機農産物等の格付実績及び有機ほ場の面積」(農林水産省食品製造課)による。地目別有機JAS圃場の割合は、同面積を、田については「令和3年耕地及び作付面積統計」における「田畑別耕地面積」にて、普通畑、牧草地については同統計の「畑耕地の種類別面積」にて、茶畑については「作物別作付(栽培)面積」の茶栽培面積にて、樹園地については、「畑耕地の種類別面積」の樹園地から「作物別作付(栽培)面積」の茶栽培面積を引いた面積にて、各々除して算出。

# 有機JAS認証取得農産物の国内外での格付状況

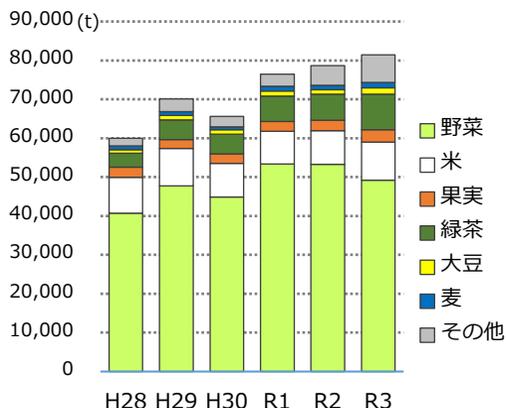
- ▶ 令和3年度に国内で有機JAS認証を取得した農産物（格付けされた有機農産物）は年間約8万1千トンで、野菜が60%、米は12%。
- ▶ 国内の農産物総生産量のうち有機農産物が占める割合は、野菜は0.36%、米や麦、果実は0.1%程度であるが、茶は5%を超えており、大豆は0.65%となっている。
- ▶ 海外から日本に輸入される有機農産物は年間約5万トン（国内格付け数量の約6割）で、大豆と果実で約7割を占める。

## 区分別格付実績（国内）

▼有機農産物の区分別格付実績(R3年度)

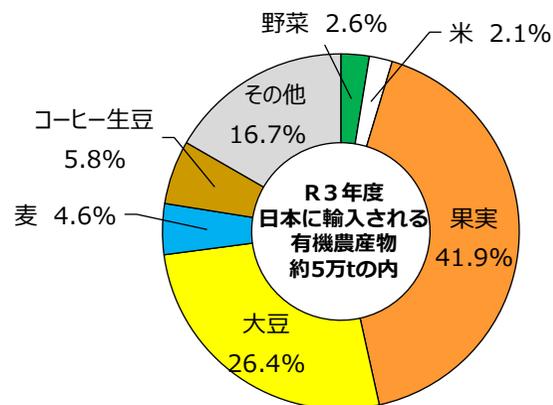


▼有機農産物の区分別格付実績の推移

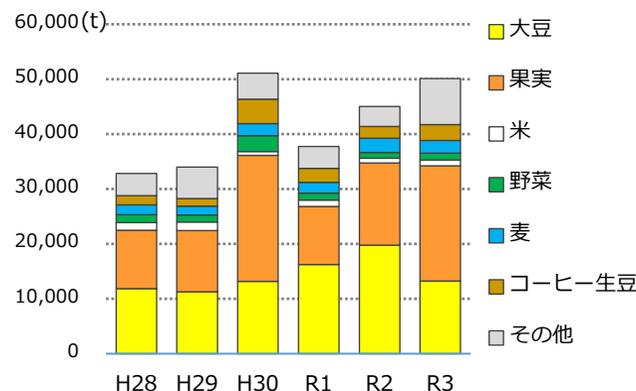


## 日本に輸入される有機農産物

▼日本に輸入される有機農産物の内訳(R3年度)



▼日本に輸入される有機農産物の推移



## 総生産量に対する有機JAS（国内）の割合\*（R3年度）

区分	総生産 (千t)	格付数量 (国内) (t)	有機JASの割合*
野菜	13,863	49,239	0.36%
果実	2,599	3,131	0.12%
米	8,226	9,771	0.12%
麦	1,310	1,426	0.11%
大豆	247	1,614	0.65%
緑茶(荒茶)	70.7	3,916	5.54%

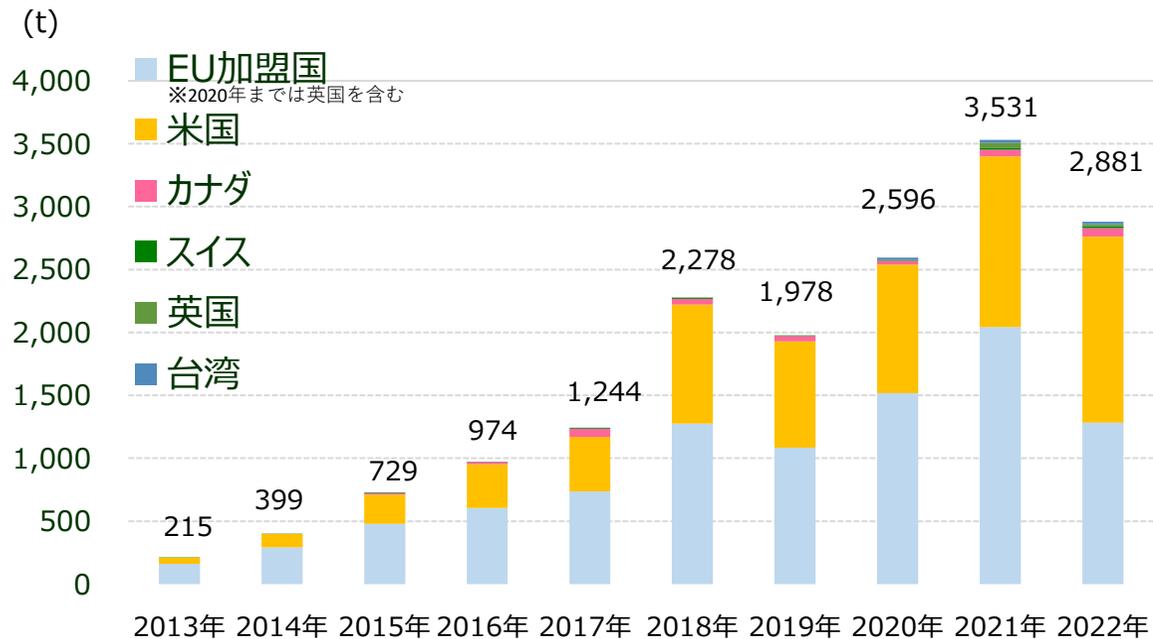
\*各区分における国内総生産量に対する有機JAS格付数量の割合

※農林水産省HP「有機農産物等の格付実績」及び「国内における有機JASほ場の面積」を基に農業環境対策課作成

※農林水産省HP「有機農産物等の格付実績」及び「国内における有機JASほ場の面積」を基に農業環境対策課作成

# 有機食品の輸出の動向

## 米国、EU加盟国、英国、カナダ、スイス及び台湾向け有機食品輸出数量（同等性の仕組みを利用した輸出分）の推移



※農林水産省HP「同等性の仕組み等を利用した有機食品の輸出数量の推移」をもとに農業環境対策課作成  
 ※米国向け輸出数量は、2013年分まではレコグニションアグリーメントに基づき農林水産省から認定された認証機関が取りまとめた輸出実績のみを集計。

### <有機同等性が認められた場合>

日本の事業者は、JAS法に基づく認定を受ければ（有機JAS認証を取得すれば）、外国・地域の有機認証を受けずに、「有機」と表示した農産物等の輸出が可能です。

### <有機同等性が認められていない場合>

日本の事業者は、外国・地域の有機認証を受けなければ、「有機」と表示した農産物等の輸出ができません。

### 2022年の主な有機食品の輸出数量\*

\*米国、EU加盟国、英国、カナダ、スイス及び台湾向け有機食品輸出数量（同等性の仕組みを利用した輸出分）の合計

品目	輸出数量
茶	1,342 t
こんにゃく	25 t
梅加工品	59 t
味噌	128 t
しょうゆ	1,028 t
食酢	88 t

## 輸出に関する各種情報

### JETRO ポータルサイト

各国の基礎的なマーケット情報、規制を調べられます。



### GFP 農林水産物・ 食品輸出プロジェクト

輸出に取り組む農林漁業者、生産者団体、食品事業者の交流のための枠組み。



(参考) 有機農産物の輸出にあたっては、輸出先国の残留農薬基準を確認しましょう。

有機JASで認められている農薬でも、輸出する際は、輸出先国の残留農薬基準値の確認が必要です

品目別の残留農薬基準値についてはこちら  
 (輸出・国際局輸出支援課のページ) ▶

※基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認して下さい。



# 有機農業に取り組む生産者の状況

- ▶ 平成22年時点で有機JAS取得農家は約4,000戸、有機JASを取得せずに有機農業に取り組む農家は約8,000戸と推定。
- ▶ 新規参入者のうち有機農業に取り組んでいる者は2～3割と高い傾向。
- ▶ 令和3年時点で有機JASを取得している農家数は、北海道、鹿児島県で300戸以上、熊本県で200戸以上、13道県で100戸以上。総戸数は、経年的にやや減少しており、令和3年度は約3,700戸まで減少。

## 有機農業に取り組んでいる農家数の推計（H22年度）

\* ( ) 内は総農家数に対する割合

全国の総農家数	2,528,000 戸
<b>有機農業に取り組んでいる農家戸数</b>	<b>12,000 戸 (0.5%)</b> *
有機JASを取得している農家戸数	4,000 戸 (0.2%) *
有機JASを取得していない農家戸数	8,000 戸 (0.3%) *

全国の総農家数は2010年世界農林業センサス、有機農業に取り組んでいる農家戸数は、平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課（当時）調べ

## 新規参入者における有機農業等への取組状況（R3年度）

▼新規参入者のうち有機農業を実施する者の割合

	全作物で有機農業を実施	一部作物で有機農業を実施
平成22年	20.7%	5.9%
平成25年	23.2%	5.7%
平成28年	20.8%	5.9%
令和3年	16.9%	5.9%

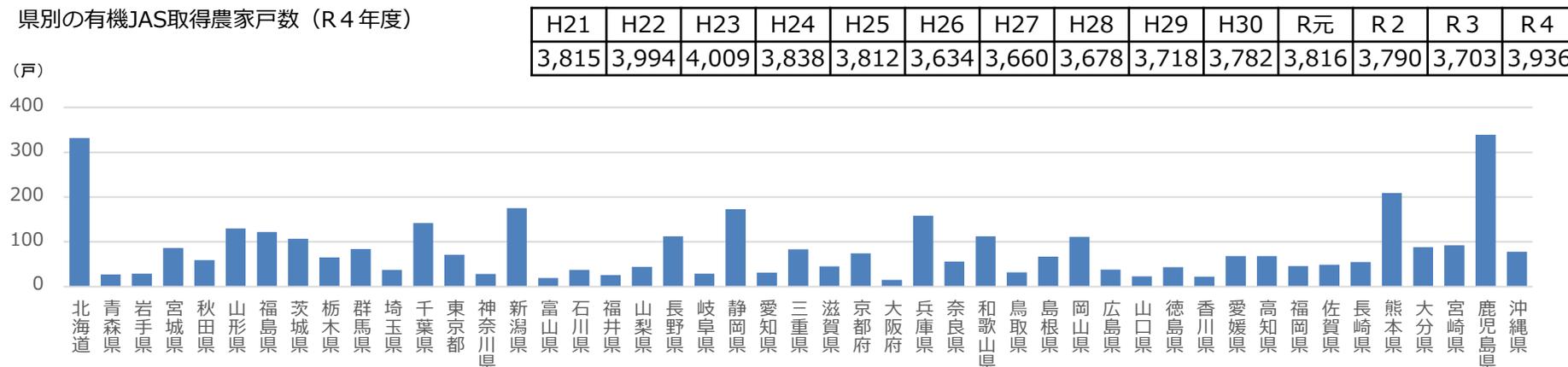
\* 新規参入者とは、土地や資金を独自に調達（相続・贈与等を除く）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者

※新規就農者の就農実態に関する調査（H22, H25, H28, R3 全国農業会議所 全国新規就農相談センター）に基づき農業環境対策課作成。本調査の調査対象は就農から概ね10年以内の新規参入者。

## 有機JASを取得している農家戸数（R4年度）

▼全国の有機JAS取得農家戸数（戸）の推移

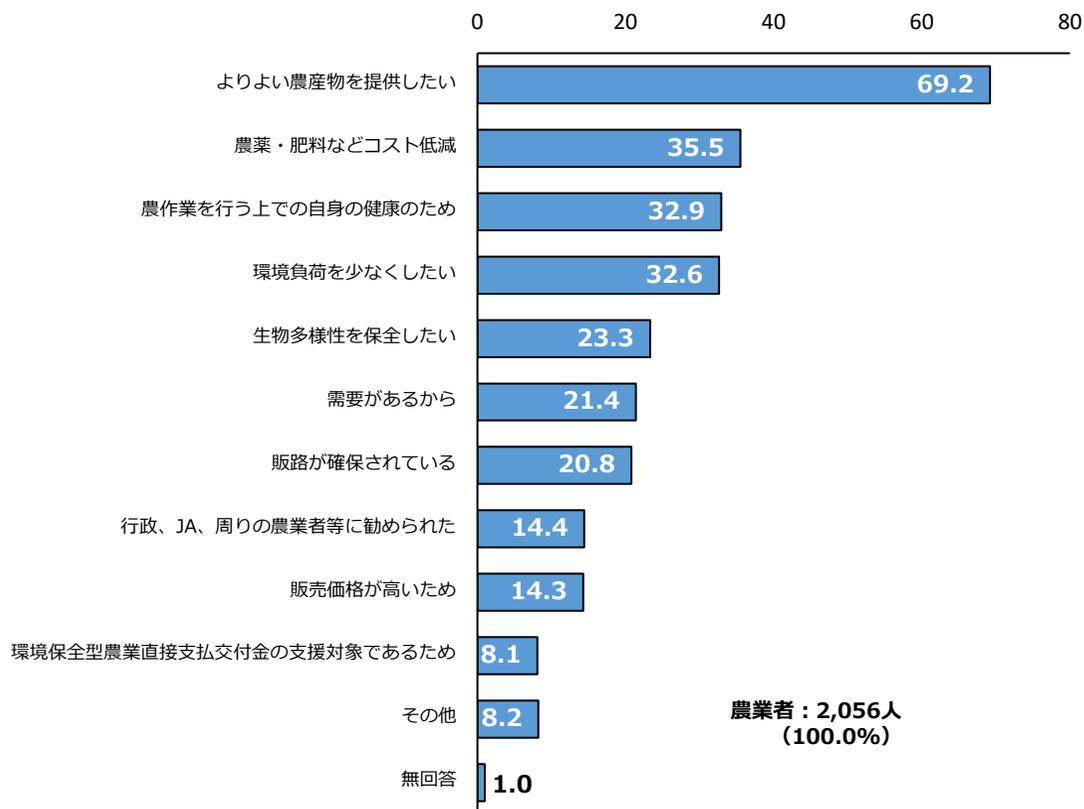
県別の有機JAS取得農家戸数（R4年度）



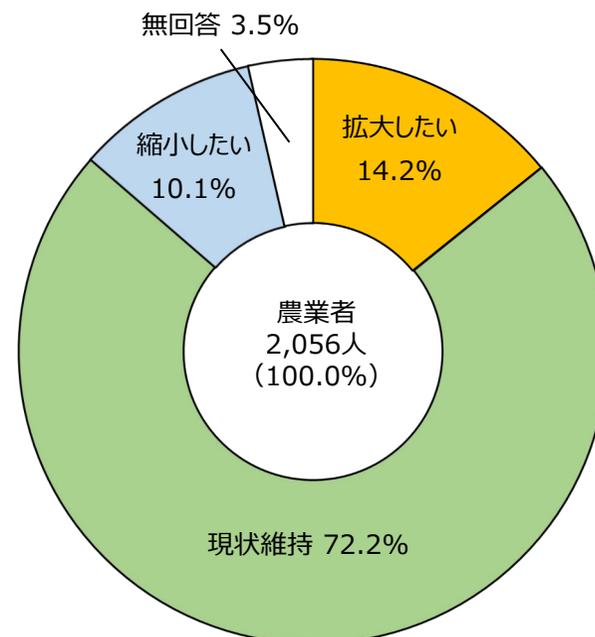
# 有機農業に取り組む生産者の意識

- 生産者が有機農業に取り組む理由は、「よりよい農産物を提供したい」が約7割で最も高く、次いで「農薬・肥料などのコスト低減」、「農作業を行う上での自身の健康のため」、「環境負荷を少なくしたい」の順でそれぞれ3割強程度であった。
- 今後の有機農業の取組面積については、「現状維持」が約7割と最も高く、「拡大したい」「縮小したい」はそれぞれ1割程度であった。

有機農業に取り組む理由（複数回答）



今後の有機農業の取組面積について

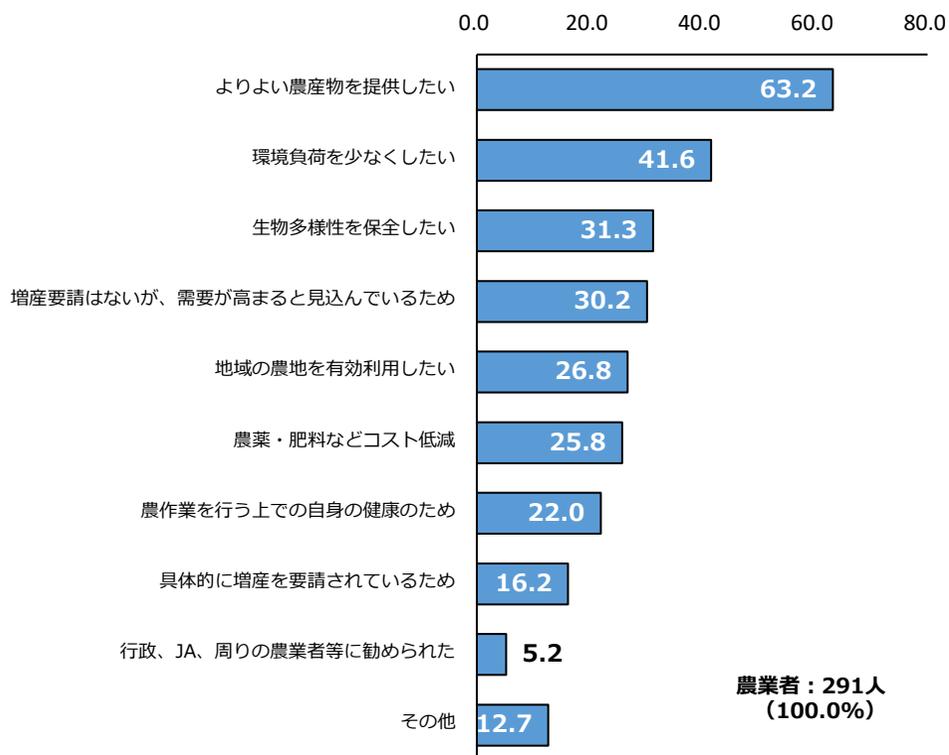


出典：令和3年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 有機農業等の取組に関する意識・意向調査結果

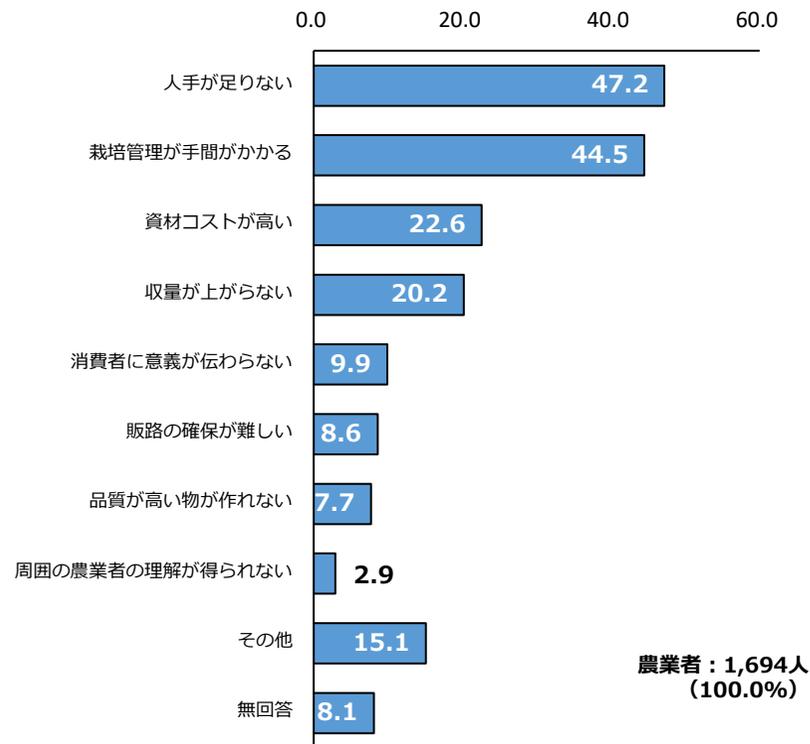
# 有機農業に取り組む生産者の課題

- 有機農業を行っている者が取組面積を拡大する際の理由は、「より良い農産物を提供したい」が最大で、次いで「環境負荷を少なくしたい」が多く、農産物への付加価値や環境負荷の低減の観点に関する割合が高い。
- 有機農業を行っている者が取組面積を縮小する際の理由は、「人手が足りない」が最大で、次いで「栽培管理や手間がかかる」が多く、販路開拓の課題よりも生産における人手や手間に関する割合が高い。

有機農業の取組面積を拡大したい理由（複数回答）



有機農業の取組面積を縮小したい又は現状維持の理由（複数回答）

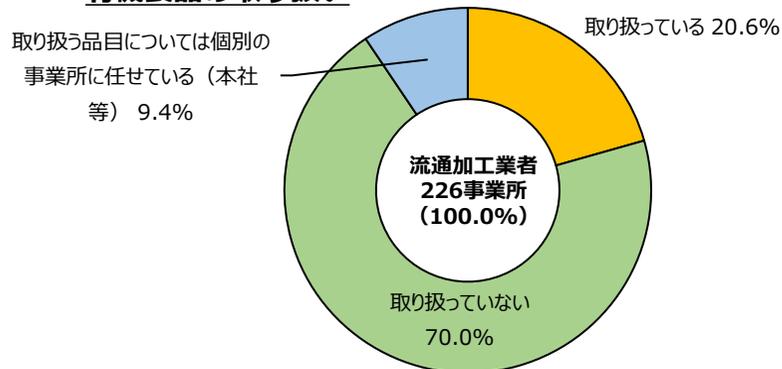


出典：令和3年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 有機農業等の取組に関する意識・意向調査結果

# 有機農産物の流通・加工業者の意識

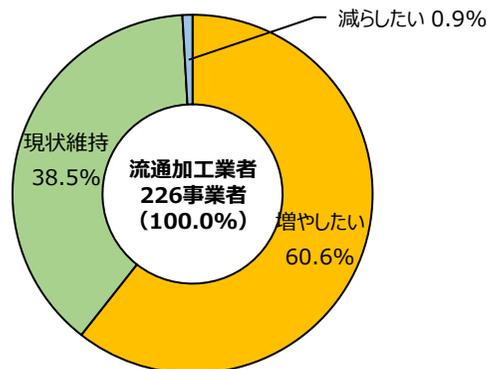
- 農産物を扱う流通加工業者の約2割は、有機農業で生産された農産物を取り扱っている。
- すでに国産有機農産物、国産有機加工品といった国産有機食品を取り扱っている事業所において、今後の国産有機食品の取り扱いについては、「増やしたい」と回答した割合が60.6%で、「現状維持」も含めると99.1%となる。
- 今後の国産有機食品の取り扱い量を増やしたい事業所において、その理由については、「品質がいい」と回答した割合が58.4%と最も高く、次いで「国内農業支持をアピールできる」、「環境への配慮をアピールできる」の順でいずれも50%弱であった。

## 有機食品の取り扱い



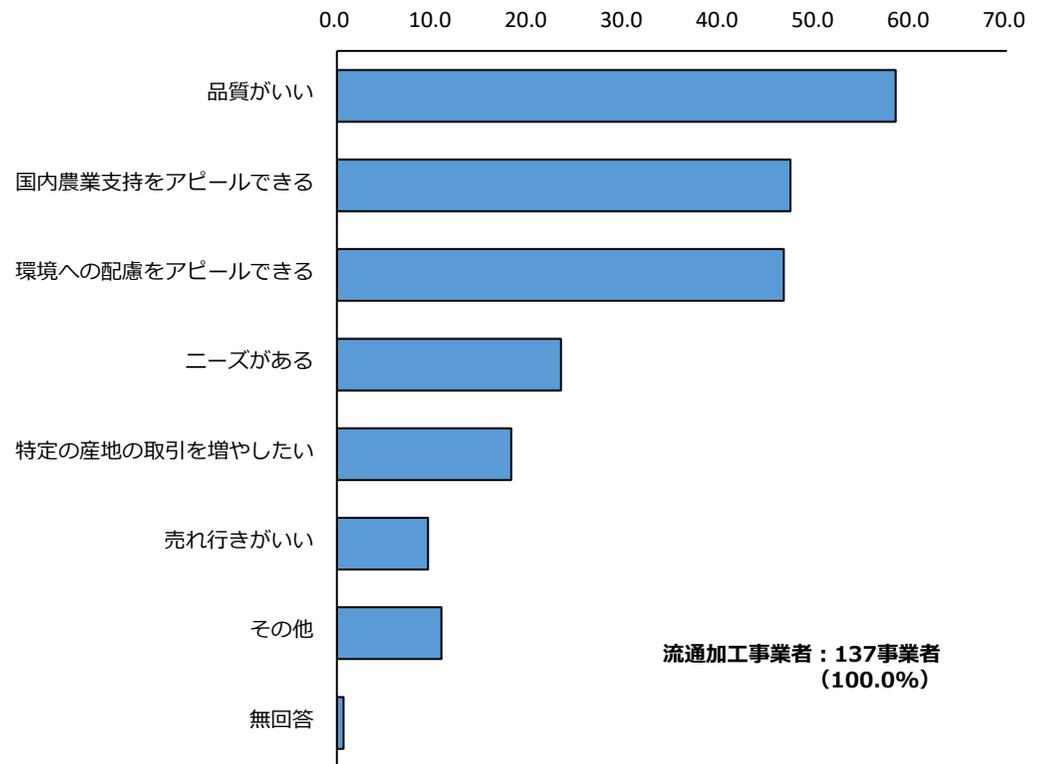
## 今後の国産有機食品の取り扱い

（国産有機食品を取り扱っている事業者の回答）



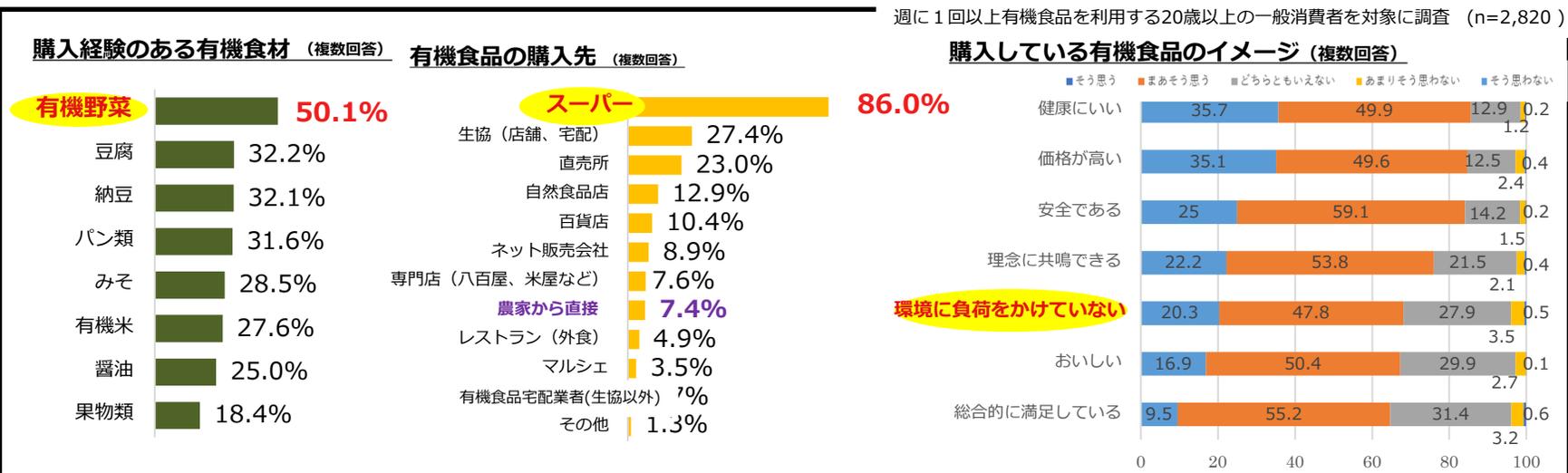
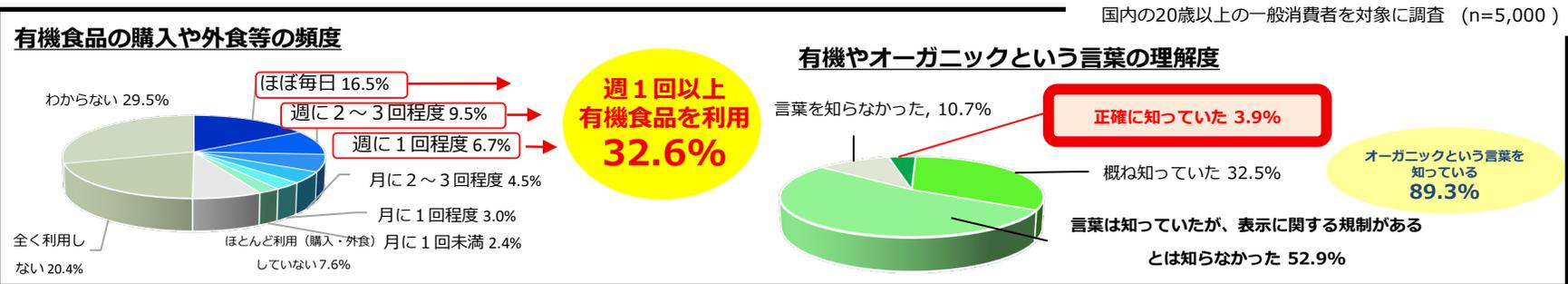
## 国産有機食品の取り扱い量を増やしたい理由（複数回答）

（国産有機食品の取り扱いを増やしたいと回答した事業者の回答）



# 有機農産物の消費の動向

- 消費者の32.6%が、週に1回以上有機食品を利用（購入や外食）しており、約9割が有機やオーガニックという言葉を知っているものの、表示に関する規制の認知度は低い。
- 「週に一度以上有機食品を利用している」者では、
  - (1) 「有機野菜」を購入したことがある者が5割で最大。3割以上が豆腐、納豆、パン類を購入している。
  - (2) 9割弱がスーパーで有機食品を購入しており、農家から直接購入している者は1割弱。
  - (3) 有機農産物に対するイメージは「健康にいい」「価格が高い」「安全である」が主だが、「環境に負担をかけていない」との回答も7割弱。



出典：農業環境対策課「有機食品の市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」(令和4年11月)

# 有機農産物の価格の状況

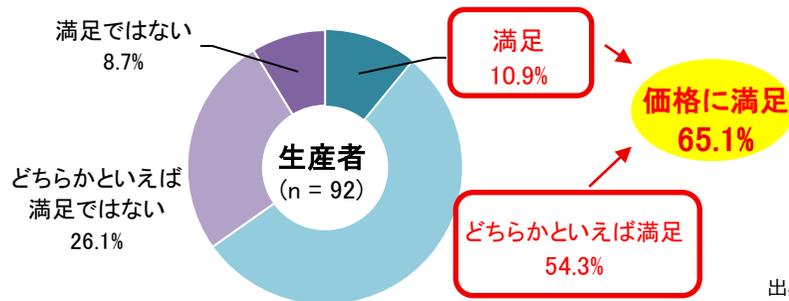
- 有機栽培品（有機JASマークを貼付）は、国産標準品（慣行栽培品全体）より高価格帯で取り引きされており、一定の付加価値が市場に認められている。
- 生産者の約65%は有機農産物等の販売価格について満足している。
- 流通加工業者や消費者では、1割高まででの価格を希望する者が過半。標準品から4～5割高以上の価格での取り扱いを希望する者は1割未満の状況。

## 有機栽培品と国産標準品の販売価格比較（H28）

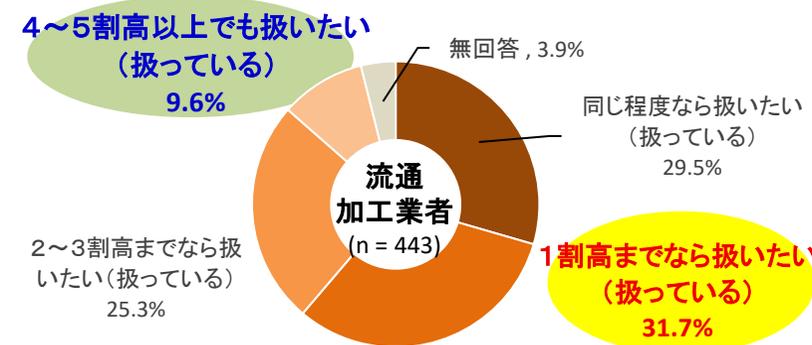
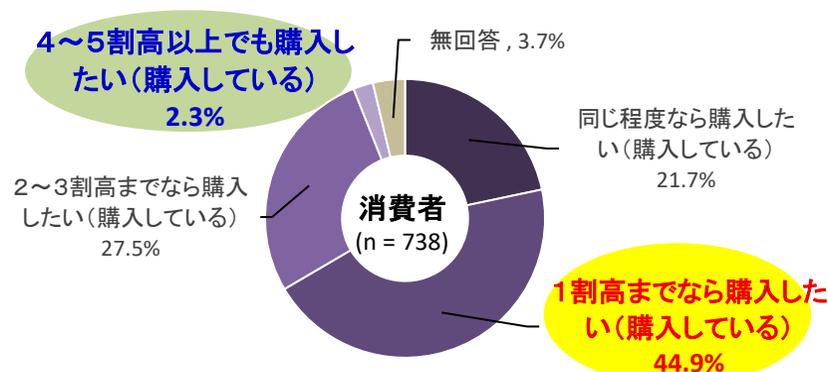
品目	国産標準品 (円/kg)	有機栽培品 (円/kg)	比率(%)
根菜類			
だいこん	204	315	155
にんじん	394	685	174
ばれいしょ	385	568	147
葉茎菜類			
キャベツ	178	291	163
ねぎ	669	960	143
たまねぎ	296	536	181
果菜類			
トマト	697	1,078	155
ピーマン	959	1,793	187

資料：農林水産省大臣官房統計部「平成28年生鮮野菜価格動向調査報告」（平成29年3月）  
 注）1. 全国主要都市（21都市）の並列販売店舗における比較である。  
 2. 有機栽培品は、有機JASマークを貼付した商品が該当する。

## 生産者の有機農産物等の販売価格への満足度



## 流通加工業者と消費者の有機農産物等を購入する場合の価格



出典：H27年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国調査  
 「有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」（平成28年2月）

# 有機農業の推進に関する法律

- 有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「有機農業の推進に関する法律」（有機農業推進法）が平成18年12月に成立。
- 同法第6条に基づき、「有機農業の推進に関する基本的な方針」を平成19年に策定（平成26年に改定）し、有機農業者の支援、技術開発、消費者の理解と関心の増進、連携・協力体制の整備等を通じ、有機農業の取組拡大を推進。この状況を踏まえ、令和2年4月に本方針を改定。

## 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）

### 第一条 目的

この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、**有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。**

### 第二条 定義

この法律において、「**有機農業**」とは、**化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。**

### 第四条 国及び地方公共団体の責務（概要）

**国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。**

（以下略）

### 第六条

**農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針を定めるものとする。**

（以下略）

#### 基本方針において定める事項

1. 有機農業の推進に関する基本的な事項
2. 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
3. 有機農業の推進に関する施策に関する事項
4. その他有機農業の推進に関し必要な事項

### 第七条

**都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（**推進計画**）を定めるよう努めなければならない。**

（以下略）

国（基本方針）



都道府県（推進計画）